

平成 29 年 第 1 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 29 年 2 月 9 日)

茨城県南水道企業団議会

平成29年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成29年2月9日(木) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について

議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第4号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	5番	柳井哲也	議員
		1番	花嶋美清雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	伊藤裕一	議員
		4番	尾野政子	議員
		6番	鈴木かずみ	議員
		7番	石引礼穂	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	深沢幸子	議員
		10番	杉野五郎	議員
		11番	岩澤信	議員
		12番	染谷和博	議員
		13番	佐藤隆治	議員
		14番	結城繁	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
根 本 昌 実	事 務 所 長
細 谷 雄 一	次 長
唯 根 正 敏	次 長
野 中 治	経 営 企 画 課 長
川 井 克 治	会 計 課 長
萩 原 勉	業 務 課 長
秋 田 浩 樹	工 務 課 長
本 多 裕 之	管 理 課 長
腰 塚 信 行	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

雑 賀 勇	局 長
杉 本 弘 樹	係 長
棟 方 章 太	書 記

平成29年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例について
議案第 2 号 茨城県南水道企業団行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 3 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 29 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 問 の 要 旨
1 杉野五郎	1 議案第 3 号 1. 改正の事由等 2. 給水装置工事申請手数料体系改正の根拠 3. 給配水管設備工事申請手数料の新設の事由 4. 改正による各々の影響額 5. 近隣の水道企業団との比較における当該手数料高低の水準は 2 議案第 4 号 1. 第 2 条中（4）主要な建設改良事業のうち若柴配水場更新事業について ①更新事由 ②今後予定される大型更新事業計画の有無
2 深沢幸子	1 議案第 1 号茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例について 1. 第 5 条 2 議案第 2 号茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 1. 第 1 条 3 議案第 3 号茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について 1. 第 30 条
3 鈴木かずみ	1 議案第 4 号平成 29 年度予算について 1. 職員構成と技術継承について ① p 12 職員の平均年齢は 43.8 歳から 41.5 歳へ下がっている。新採用が滞っていた時期があるが、どのように改善を図ったのか。現在の状況と今後退職者の傾向。専門的知識と技術継承について 2. 第 4 条資本的収入および支出について。関連して第 5 条継続費について ①債務負担行為と別に継続費の計上とした理由（p 2、14） ② p 37 国庫補助金について。前年 3,750 万に対し、1,575 万と半減している根拠について

議 員	質 問 の 要 旨
	<p>3. 予算書項目等の変更について</p> <p>①28年度予算においては、支出で受託工事費として、路面復旧費745万、給水工事路面復旧費120件が計上されていたが、29年度には計上されていない。理由および他に前年度と比較して変わった点についての説明を</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 杉野五郎	<p>1 茨城県企業局への支払い浄水費の今後の動向について</p> <p>1. 平成29年度予算27億4,616万6,000円（営業費用の50.9%を占める）</p> <p>①向う5年、10年の当該浄水費の動向</p> <p>②当企業団での対応は</p>
2 伊藤裕一	<p>1 再生可能エネルギー導入について</p> <p>1. 小水力、太陽光等の再生可能エネルギー導入は考えられるか、見解を伺う</p>
3 鈴木かずみ	<p>1 厚生省が義務付けようとしている「水道管台帳」について</p> <p>1. 上水道は1970年代に整備が進み、水道管の法定耐用年数は40年といわれている中、更新が進まず破裂事故も起きている。大規模災害時に壊れて断水する危険性が指摘されている。このような背景から厚労省は、老朽化した水道管の更新を加速させるため、構造や設置時期・場所などの施設データをまとめた「水道管台帳」作成を市町村に義務付ける方針を固めたと報道されている。2020年度から義務化し、台帳をベースに計画的に老朽化対策を進めることを促すことが目的。水道法改正を2月下旬に通常国会に提出。改正案は、老朽化対策をめぐる地方自治体の責任を明確化。台帳がない市町村では、施設更新に支障が出ている現状を踏まえ、台帳作成を義務化する規定を明記している。</p> <p>①県南水道企業団においては、現在「水道管台帳」はどのように機能しているか</p> <p>②災害時にはデータベースの危険性もあるが紙ベースの保存の考えは</p> <p>③同時に施設更新の予定時期やコストの見直しも定期的に公表するよう求め、着実な対策の具体化につなげるとのこと。企業団の対応はどのように</p> <p>④台帳の内容について</p> <p>⑤補助金について</p>

午後 1時30分 開 会

○柳井哲也 議長

ただいまから平成29年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数14名、定足数に達していますので、会議は成立します。
これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○柳井哲也 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、12番、染谷和博議員、13番、佐藤隆治議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○柳井哲也 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ございませぬか。
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号～議案第4号

○柳井哲也 議長

日程第3、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。
<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日、平成29年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、外は少し雪もまじっているようでございませぬけれども、大きな交通障害にはならないと思えます。

最近、マスコミ等でも報道されておりますとおり、老朽化したインフラの更新に係る費用が将来大きな負担となっていく問題として取り上げられております。全国の水道事業におきましても、高度成長期に建設した施設が順次耐用年数を迎え、膨大な更新需要に対応

していく必要に迫られているところです。

当企業団も例外ではなく、老朽化施設の本格的な更新時期に入っております。本日もご審議をいただきます平成29年度予算の中でも取り上げております若柴配水場更新事業を、平成28年度に引き続き継続事業として予定しております。その後も、他の配水場施設及び管路の更新が必要となり、それに係る膨大な費用が見込まれております。

水道は、市民の生命や健康を維持し、災害などの非常時におきましても安全で安定した給水を求められるライフラインであり、言うまでもなく重要な都市基盤施設の一つであります。

こうした中で、水道事業を取り巻く環境が変化を続けていく限り、常に新たな問題、課題が生まれてまいります。今後も引き続き、次の世代へ向けた安全で持続可能な事業運営を検討していかねばなりません。

また、料金収入、給水量が伸び悩む中で、事業運営を進めていくには、中長期的な視点に立ち、より経営の効率化を図っていくことが重要な課題となっております。今後の事業運営は、ますます厳しくなることを認識していただき、議員の皆様方にはご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日の定例議会には、3件の条例制定と、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算の4件をご提案しております。

議案のご説明に先立ちまして、平成28年12月末現在におきます平成28年度予算の執行状況につきましてご報告申し上げます。

業務の概要についてであります。給水人口は24万3,501人で、平成27年度の決算数値と比較いたしますと901人の増、普及率につきましては、0.5ポイント伸びまして84.5%となっております。

また、総給水量は1,917万5,500立方メートルで、予定水量に対しまして74.6%、有収水量は1,739万3,835立方メートルで、予定水量に対しまして75.6%となり、有収率は90.7%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は38億8,869万6,230円で、予算額に対しまして75.7%、加入金の収入が1億6,318万5,000円で、予算額の72.3%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替え工事等35件を発注し、工事費の総額は12億1,991万4,000円で、予算額に対する執行率については91.6%となっております。

平成28年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。

それでは、各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例についてであります。

本条例は、行政不服審査法が50年ぶりに改正され、行政不服審査会の設置が義務づけら

れたため、今回制定するものであります。

内容としましては、より公正な手続により権利、利益の救済を図るため、第三者機関として行政不服審査会を事件ごとに設置するとともに、審理過程における提出資料の交付を受ける際の費用について手数料として定めるなど、当該改正に対応して制定するものであります。

議案第2号は、茨城県南水道企業団行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本条例は、現在、当企業団において制定している情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく不服申し立てに対し、今回改正された行政不服審査法を適用除外とするため、関係する条例の規定を一括して整備するものです。

議案第3号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の一部改正は、給水工事等の申請に係る手数料の改正及び指定給水装置工事事業者の指定手数料等の新設のため改正するものです。

議案第4号は、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた予算様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従ってご説明いたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万4,729戸、年間総給水量は2,570万立方メートル、1日平均給水量は7万411立方メートル、主要な建設改良事業は、若柴配水場更新事業、その他配水場内工事、配水管布設替え工事及び配水管布設工事で、費用は31億1,571万3,000円を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についてであります。これは、当企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は60億2,680万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.6%の増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は54億7,700万円を予定し、水道事業収益の90.9%を占めております。

次に、営業外収益であります。4億3,653万8,000円の長期前受金戻入を含む5億4,281万8,000円で、水道事業収益の9%となります。

次に、支出につきましては、水道事業費用の総額は54億5,130万8,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.5%の減となっております。

主なるものを申し上げますと、営業費用が53億9,326万8,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億4,616万6,000円を予定し、営業費用の50.9%を占めております。

営業外費用は5,538万円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は5,337万円であります。

また、特別損失として50万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減となっております。

以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係る費用であります。

収入につきましては、総額で15億6,690万円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金15億円、消火栓設置工事負担金800万円、下水道工事に伴う布設替工事負担金4,315万円、生活基盤施設耐震化等交付金1,575万円となっております。

次に、支出につきましては、総額で34億4,618万4,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は32億5,779万7,000円を予定し、そのうちの工事請負費は31億1,560万5,000円であります。その内訳といたしましては、配水管布設工事費が2億4,780万6,000円、配水管布設替え工事費が8億7,908万7,000円、消火栓設置工事費が864万円、若柴配水場更新工事費の当年度分が17億1,007万2,000円、その他の配水場内工事費が2億7,000万円となっております。また、企業債償還金につきましては1億8,124万1,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。18億7,928万4,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,240万3,000円、建設改良積立金1億6,950万6,000円、過年度分損益勘定留保資金14億7,737万5,000円を予定しております。

次に、第5条、継続費についてであります。これは、資本的支出の建設改良費において、若柴配水場更新事業の完成に3年間を要するため、その経費の総額27億8,424万円及び29年度から31年度までの年割額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第6条、企業債についてであります。これは、起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。若柴配水場更新事業の工事費といたしまして、15億円を限度とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第7条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億2,759万7,000円、交際費が20万8,000円を予定しており、その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第9条、たな卸資産購入限度額は4,825万1,000円を予定しております。たな卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の

数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○柳井哲也 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

議長への通告に従い、質疑を行います。

議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。通告の発言要旨に記載してありますように、5点ほどお尋ねします。

1点目は、当該条例の一部改正の事由等についてであります。つまり、なぜ改正する必要があったのかということであります。そのことについてお示してください。

2点目は、給水申請手数料の体系改正の根拠についてお尋ねいたします。現在は、当該手数料が工事費にスライドした体系に定められていますが、なぜ工事区分ごとの分類にし、1申請当たり定額としたのでしょうか、その根拠についてお示してください。

3点目です。今ほど工事区分ごとの分類と申し上げましたが、その給配水管設備工事申請手数料の新設についてであります。なぜ当該申請手数料を新設するのか、その事由についてお示してください。

4点目は、当該手数料改正による影響額についてであります。おのおのの手数料の金額とそれらの総額が、これまでの基準による手数料と比較してどう変わるのかお示してください。

5点目は、近隣の水道企業団との比較の上で、当該企業団の改正手数料の水準は高いのか、低いのかであります。この点についてお示してください。

議案第3号についての質疑は以上です。ご答弁願いたいと思います。

次に、議案第4号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書についてであります。

当該予算の第2条業務の予定量中、（4）主要な建設改良事業のうち、若柴配水場更新事業17億1,882万円についてであります。二つほどお尋ねいたします。

1点目は、当該施設更新の事由、経緯についてお示してください。また、当該事業は近年にない大型の更新事業となっておりますが、第5条の継続費の総額及び年割額の根拠についても、あわせてお示してください。当期事業の後期財源の制約によるものなのか、その辺のことについて知りたいからであります。

2点目は、今回の若柴配水場の更新事業は、向こう3年度にわたり継続費として総額27

億8,424万円が計上されているところですが、今後予定される大型事業計画についてお尋ねいたします。

具体的な事業箇所、施設名と工期期間、そしておのこの予定事業費とそれらの総額について、概算で結構ですのでお示してください。

以上2点について、簡潔、わかりやすくご答弁いただきたいと思います。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

杉野議員のご質問にお答えします。

初めに、申請手数料体系改正の事由及び根拠ではありますが、現在の手料金は、指定給水装置工事業者が給水工事の申請の際、申告した総工事金額により決められ、段階的に設定されております。

現在、当企業団には、県内外を含め約400社の指定給水装置工事業者の登録があり、申請手数料を安く抑えるために工事金額を少なくした申請も見受けられ、公平性を保つ観点から、工事の区分ごとに分類して、1申請当たりの定額に変更するものです。ほかの事業体のほとんどは、この徴収方法を採用しています。

次に、給配水管設備工事申請手数料の新設についてであります。これについても、申請手数料の徴収方法の改正であり、これまでは総工事金額50万円以上の工事は、工事金額の13%を手料金として徴収しておりました。工事金額によってはかなりの高額になることから、近隣事業体を参考にし、宅地造成など規模の大きな給配水管設備工事は、分岐口径により定額で徴収することとしました。

次に、改正によるおのこの影響額についてであります。予算書27ページ、営業収益の中段にありますその他の営業収益の手料金収入922万9,000円は、一般住宅新設工事の給水装置工事、工事に伴う仮の水道工事の仮設工事、宅地造成など、大規模な工事の給配水管設備工事による手数料となります。

平成27年度決算で新旧の手料金を比較したところ、新手数料では、給水装置工事が512万円の増、仮設工事が42万円の増、給配水管設備工事は517万円の減になり、総額では37万円の増額になり、旧手数料と同程度の収入になるものと考えております。

次に、近隣の水道企業団との比較における当該手数料高低の水準についてであります。県内外の水道事業体を調査しましたところ、1,000円から2万円までさまざまであり、それぞれ事業体での考え方に違いがあるのが現状であります。

今回の改定案では、1申請当たり手数料は4,000円になりますが、調査しました県南、県西の9事業体の手数料の平均は4,300円であります。

続きまして、若柴配水場更新工事の事由についてであります。若柴配水場は、龍ヶ崎

市佐貫方面と龍ヶ崎ニュータウン方面に供給している2系統に分かれております。今回の更新工事は、そのうちの龍ヶ崎市佐貫方面に供給している当企業団創設時からの配水池及びポンプ設備で、50年以上が経過しており、コンクリートの劣化が進み、また、ポンプ本体、分電盤設備などが故障した際の補修用部品の調達が難しい状況となっております。このようなことから、円滑で安定した供給ができなくなるおそれがあるため、耐震性を持つ施設に更新する工事であります。

また、今回の更新工事であります。平成29年度から31年度の3年間の継続事業として総額27億8,424万円を予定しております。予算第5条の継続費については、3年度にわたる工事となるため、総額及び年割額を定めることで資金の効率的な使用、労力の適切な使用ができるなどの効果があり、経済性の発揮とその効果が見込まれるため組み入れております。

今回の更新工事の年割額は、平成29年度に17億1,882万円、30年度に8億352万円、31年度に2億6,190万円を予定しております。

次に、今後予定される大型更新事業計画の有無であります。現在のところ、平成31年度から平成40年度の10年間で、各配水場の更新工事を総額42億6,000万円を計画しております。その内訳としては、一部重複する工事期間がありますが、若柴配水場完成後、戸頭配水場更新工事が5年間で予定額14億7,000万円、牛久4号配水池築造工事及び1号配水池耐震補強工事が3年間で予定額3億4,000万円、若柴配水場、残りの別系統の電気機械更新工事が2年間で予定額8億7,000万円、最後に、利根配水場更新工事が6年間で予定額15億8,000万円であります。

なお、金額に関しては平成27年度時点の事業計画での概算であります。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

ご答弁ありがとうございました。第3号議案についてはわかりました。42億6,000万円、今回の予算計上の継続費も合わせると70億円を超えてしまうという、巨額な建設改良事業であります。

さて、この件についてはまた後ほど一般質問のほうで行いたいと思いますが、第4号議案について2回目の質疑を行います。

先ほどのご答弁で、今後も施設更新等の大型事業が42億6,000万円、平成31年度から40年度の向こう10年にわたり予定されているとのことでした。そこで、6点ほどお尋ねいたします。

1点目は、今後の建設改良事業への投資額についてであります。当企業団策定の地域水道ビジョン、それによれば建設改良事業への年間平均事業費は約11億1,500万円と記載さ

れております。

そこでお尋ねします。今後の建設改良事業への投資額は、通年で11億円から12億円の範囲と考えてよろしいのでしょうか、そのことについてお示しいただければと思います。

2点目は、今後の建設改良事業経費の実現への財源手当てについてであります。平成29年度予算書の予定キャッシュフロー計算書を見ますと、予算書の10ページです。それを見ますと、投資活動によるキャッシュフローの約28億円の支出、この28億円を、業務活動費によるキャッシュフローの約10億円の収入、中身を見ますと、減価償却費が約12億円ございます。その分と、財務活動によるキャッシュフローの約13億円、うち企業債による15億円が含まれておりますけれども、それによって28億円をカバーできず、約5億円の資金の減少となり、期末での資金残は約39億円となっていることがわかります。そこで、向こう10年の財源手当てはどうされるのか、お示しいただきたいと思います。

3点目は、当該予算では15億円の企業債を計上していますが、向こう10年間の起債残高の推移はどうなるのでしょうか、お示してください。

4点目です。今お尋ねしました起債残高についてですが、この起債残高の適正水準について、当企業団はどうお考えなのでしょうか、お示してください。

5点目、向こう10年間の留保資金残高はどのように推移しますか、お示してください。

6点目、最後です。適正と考える留保資金残高の水準はどの程度の残高をお考えなのか、お示しいただければと思います。

以上、6点ほどお尋ねしましたが、簡潔にわかりやすくご答弁お願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。野中 治経営企画課長。

<野中 治 経営企画課長 登壇>

○野中 治 経営企画課長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後の建設改良事業への投資額についてですが、これまでの考えでは、減価償却費の11億円から12億円を一つの目安として、この金額を平均的に毎年投資していく計画としております。

しかし、将来にわたり安心・安全な水を供給し続けるためには、これまで先延ばしにしてきた老朽施設の更新工事に取り組みなければなりません。また、材料費、人件費も高騰している現状からも、12億円以上の建設改良費が継続して必要となってくるものと想定しております。

今後の事業の財源につきましては、自己財源とのバランスをとりながら、起債も活用していくこととなりますが、現段階での事業計画をもとに起債のシミュレーションをしますと、平成29年度の15億円のほかに、平成30年度から39年度の10年間で約30億円の起債が必要となります。しかし、過去分の企業債の償還も進むため、平成39年度末の企業債残高は

約48億円になると想定しております。

企業債残高の適正な水準というのは、明確な基準がないため判断が非常に難しい問題ではあるのですが、一つの目安とされている給水収益に対して企業債が幾らあるのかを示す企業債残高対給水収益比率という指標で現状をご説明しますと、当企業団が平成29年度に15億円を起債すると、この指標では約83%になるのに対し、平成27年度決算時点の類似団体平均が298.1%ですので、類似団体と比較すると極めて良好な状態にあります。

しかし、今後は、この指標のみではなく、さまざまな指標を複合的に分析し、そのときの経済動向等も加味して、企業債残高の限度額については流動的に判断していきたいと考えております。

次に、今後10年間の留保資金残高と水準についてですが、公営企業運用手引きによると、給水収益の約6割を確保することが望ましいとされています。

現在の当企業団の給水収益は約48億円ありますので、これに当てはめると、30億円程度を維持できるように、事業計画・財源計画を策定してまいりたいと考えております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで杉野五郎議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、深沢幸子議員。

<9番、深沢幸子議員 登壇>

○9番（深沢幸子 議員）

通告に従いまして議案質疑をいたします。

最初に、議案第1号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例についてです。第5条、委員4人以内をもって組織する、この4人の根拠をお示してください。また、委員はどのような方が想定されますか、お聞かせください。そして、事件ごとに企業長が委嘱するとありますが、事件ごと毎回委員のメンバーが変わるのでしょうか、お聞かせください。

次に、議案第2号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。第1条、「不服申し立て」を「審査請求」に改める理由をお聞かせください。

次に、議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。第30条、手数料が「種類」から「区分」になった理由をお示してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

深沢議員のご質問にお答えします。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例第5条の行政不服審査会委員の人数及び選定基準、審査会の設置形態についてであります。委員の人数については、行政不服審査法で人数の制限についての規定はなく、当企業団といたしましては、公正、公平性を保つため、各構成市町1名の計4名を考えております。

次に、委員の選定基準についてであります。当企業団の各構成市町から有識者1名を委嘱している情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員に委嘱依頼する考えであります。ただし、案件によっては、委員以外の専門的知識を有する方に委嘱依頼する場合もあるかと考えております。

次に、審査会の設置形態についてであります。当企業団では過去に不服申し立ての事例がなく、行政不服審査法第81条第2項に「不服申し立ての状況を鑑み」とあることから、実情を踏まえて事件ごとに設置すると定めるものであります。

次に、議案第2号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第1条の「不服申し立て」を「審査請求」に改めることについてであります。これは行政不服審査法の改正で「不服申し立て」を「審査請求」に一元化されたために改めるものであります。

改正前の行政不服審査法では、行政の処分に対し不服を申し立てる場合、行政に上級庁がない場合は異議申し立て、ある場合は審査請求と手続に違いがあったのですが、改正された行政不服審査法では「審査請求」に一元化され、より住民の利便性の向上が確保されました。

当企業団で制定しております情報公開条例及び個人情報保護条例におきましても、改正された行政不服審査法と同等の不服申し立ての審査手続を行っており、条例に制定されている「不服申し立て」を「審査請求」に名称を改めるものであります。

次に、手数料の種類から区分への変更についてであります。先ほどの杉野議員からの質問でもお答えしましたが、現在の手数料算出方法は、工事金額によって段階的に設定されておりますが、改正案では、工事の区分ごとに分類して1申請当たりの定額になり、名称を「種類」から「区分」に変更するものです。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで深沢幸子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

日本共産党の鈴木かずみです。議案第4号 平成29年度予算について質問します。

①としまして、職員構成と技術継承についてです。予算書の中の12ページにありますが、

29年度予算に関する説明書の中で、職員の平均年齢が平成28年度1月1日現在で43.8歳だったものが、29年度の1月では41.5歳へと下がっています。新採用が滞っていた時期があると思われませんが、人件費を減らして新採用を抑えるといった考えのもとに、8年間も新規採用が行われてこなかったと聞いております。世代継承、どの分野においても課題ではありますが、特に水道に関する技術継承も心配されておりました。一つには、現在の職員の状況と、今後退職者の傾向等について伺います。また、どのように改善を図ってきているのか。そして、水道事業としての専門的知識と技術的継承について伺います。

②としまして、第4条資本的収入及び支出について、関連して、第5条の継続費についてです。

一つには、債務負担行為と別に継続費の計上とした理由について、2ページのところでは若柴配水場更新事業の継続費の総額と年割額、14ページにおいては同じく継続費に関する調書が掲載されています。これまでこのような継続費の計上はなかったと記憶をしておりますが、その理由について伺います。

さっきの質問とダブる点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

2点目としましては、37ページの国庫補助金についてです。資本的収入及び支出明細書において、国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金、これが前年は3,750万円に対して、29年度予算においては1,575万円と減額となっております。その根拠について伺います。

また、28年度においても、予定額を3分の1から4分の1の減額を受けたと説明を聞いておりますが、さらに29年度の予算における交付金の減額は半分に減額されている、これはどういうことなのでしょう。県南水道企業団がよほど余裕のある団体として認識されているのか、さもなければ何か別の根拠のもとに削られているのかどうかということについてお伺いいたします。

3点目としましては、予算書の項目等の変更についてです。平成28年度予算においては、支出で受託工事費として路面復旧費745万円、給水工事路面復旧費120件が計上されていましたが、29年度には計上されておられません。その理由及びほかに前年度と比較して変わった点などについての説明をお願いしたいと思います。以上です。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えします。

初めに、当企業団の職員構成と技術継承についてであります。平成29年1月現在の常勤職員数は60名であります。平成16年度に2人の新規職員を採用後、平成24年までの8年間で新規採用は2人でした。その間20人の退職者があり、平成16年度に78人いた職員が平成24年度には60人となっております。

さらに、平成28年度までの4年間で定年退職予定者が17人いたことから、業務に支障が出ないように、また技術の継承を行いスムーズな運営ができるように、平成25年度に新規職員の採用を再開し、今年度までの4年間で17人の新規職員の採用を行いました。その結果、平成25年1月1日現在の平均年齢46.5歳から、平成29年1月1日現在では41.5歳に4年間で5歳平均年齢が下がっております。

水道事業に携わる職員の技術継承に関しましては、技術、事務系ともに、一般行政職とは異なり、専門的知識が必要なため、日本水道協会などの講習会に積極的に参加し、技術習得の努力をしております。

また、先輩の職員から直接指導を受け技術を習得するのが一番効果的であるため、今後平成31年度末までに7人の退職者が予定されていることから、職員採用に関しては、採用時期を含めた検討が必要になると考えております。

次に、債務負担行為とは別に、継続費の計上とした理由についてであります。継続費は、当初から2年度以上にわたることが確実な工事で事業の総額と年度ごとの支出が確定的な場合に、経費の総額及び年割額をあらかじめ予算に定めて、将来にわたる支出行為まで議決を得ることになります。それに対しまして、債務負担行為は、現時点での債務の支払いがなくとも契約により将来の支払いが必要になる場合に用いられ、事項、期間及び限度額を定めて、将来にわたり債務が発生する行為について議決を得ることになります。

今回の若柴配水場更新事業につきましては、当初から工事期間を3年で計画しており、変更契約などが生じない限り支出額がおおむね確定されていることから、継続費として定めております。また、継続費を定めると、その総額が確立しますので、若柴配水場更新事業に関する契約に係る債務負担行為については定める必要はありません。

次に、国庫補助金についてであります。昨年と同様に今回の予算でも国庫補助金として計上しました生活基盤施設耐震化等交付金は、給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管などを整備する事業に交付されるものであります。対象としているのは、若柴配水場から耐震貯水槽が設置されている龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校までの配水管のうち、耐震化されていないものを耐震管に布設替えをする事業で、5カ年計画の2年目に当たります。

平成29年度も、昨年に引き続き龍ヶ崎市馴馬地区の管路の配水管布設替工事など1億5,660万円を予定しており、現在、附帯工事などを除いた交付対象額9,000万円に交付率の4分の1を掛けた額2,250万円を要望しております。しかし、事前に厚生労働省から平成28年度と同様に要望額に対しての交付金の満額措置はととても望めない旨の連絡も受けておりますので、前年度実績を踏まえ、交付要望額の70%に当たる1,575万円を予算計上したところでございます。

なお、交付金が半減されていることについては、交付対象となる工事金額が少ないことも大きな要因であります。

次に、平成29年度予算に路面復旧費が計上されていない理由についてであります。平成28年度予算では、受託工事費の路面復旧費支出が745万9,000円で収益を805万4,000円計上しております。これは、指定給水装置工事業業者より公道上の給水工事後の舗装復旧の依頼を受け、手数料を含めた工事費用を納入してもらい、当企業団が契約している舗装工事業業者に依頼し、完了後に精算支払いするという流れとなっております。平成28年度予算の受託工事の路面復旧費での利益は、手数料分として59万5,000円となります。

規制緩和後、受託件数も年々減少し、当企業団職員の係る事務量を考えると、費用対効果の面からも、給水工事後の舗装復旧工事については指定給水装置工事業業者が行うこととし、平成29年度予算から受託工事費の路面復旧費計上を削除しております。

次に、前年度と比較して変わった点についてであります。まず、予算書の28ページにあります営業外収益の消費税及び地方消費税還付金についてですが、この科目は、建設改良費の大幅な支出増からも見て取れるように、売り上げに係る税額仮受消費税よりも、仕入れに係る税額仮払消費税のほうが多くなる見込みであるため、税務署に支払う消費税が発生せず、逆に収入として見込まれるため予算計上した科目でございます。

次に、37ページにあります建設改良費の科目を前年までは「原水及び送水施設拡張費」としていたものを、当年度は新設及び拡張に関する事業を「拡張事業費」として、更新や改良に関する事業を「改良事業費」として計上しております。これは、それぞれの金額を比較すると近年は改良事業に関する工事などの割合が大きくなり、当年度は特に顕著にあらわれてしまいましたが、「原水及び送水施設拡張費」というその名称が主たる内容にそぐわなくなっていたため、今年度より事業ごとに大別して変更したものでございます。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

水道事業の専門的な知識、そして技術的継承ということで、いろいろ苦勞されて改善を図られているということですが、今後の問題点、また改善点等について、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

そして、今、答弁がありました水道事業における国庫補助金についてですが、工事費が少ないからということで減額されたというお話もありましたけれども、それぞれどういう場合に満額支給ということになるのか。また、他団体との比較等ではどのようになっているか、事例等があればお示しいただきたいと思っております。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。野中 治経営企画課長。

<野中 治 経営企画課長 登壇>

○野中 治 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えします。

職員構成と技術継承の今後の問題点と改善点についてであります。全国的な水道事業の課題の一つに、職員の減少とベテラン職員の退職に伴う技術継承の問題があります。1回目の答弁でもありましたように、水道職員は、技術、事務系を問わず、先輩の職員が最良のマニュアルとなっている部分が相当あります。当企業団では、前年度から採用しております再任用職員が、若手職員を直接指導しながら技術を教え、伝えております。

今後についても、水道事業がスムーズに運営ができるように、職員の技術継承の問題については十分協議をし、取り組んでいきたいと考えております。

次に、国庫補助金の他団体との比較についてであります。茨城県内において、平成29年度に当企業団と同様に生活基盤施設耐震化等交付金における重要給水施設配水管という交付区分で要望している団体はほかに5団体あり、要望額ベースで比較しますと、1団体当たり3,418万円程度のようなようです。また、その他の交付区分で12団体が21件の事業を予定しているようでございます。

今後も、補助事業については、補助要件を注視し、財政状況も踏まえ、必要とあれば要望し、計画的に進めていきたいと考えております。

満額支給はどういう場合があるのかといいますと、補助金の額に対して自治体からの要望額が上回っているもので、今のところは考えられません。補助を要望する団体が少なく、その金額が減れば補助金のほうが上回りますので、満額出る可能性もあるかと思えます。以上でございます。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

◇討論

○柳井哲也 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

議案第4号 平成29年度県南水道企業団水道事業会計予算についてです。営業費用53億9,000万円のうち、県企業局に支払う浄水費は27億円を超え、営業費用の50.9%を占め、相変わらず県に対する浄水費の負担は軽減されず、利用者の高い水道料金に対する不満及び使わない水に対してまでも支払っているという問題は、依然解決に至っておりません。つまり、これまでも何度も指摘しておりますように、基本料金10トン以下しか使わない世

帯が全体の3割に達しているけれども、それに対する軽減策が示されていないことです。この問題に対する研究を続けていくと、これまでも答弁が繰り返されてきたところですが、一向に改善の道は開かれていないのではないのでしょうか。

一方、国の来年度予算案について見てみますと、社会保障関係費が、医療・介護分野を中心に伸びを抑制するためとして、約1,400億円の社会サービス費を削減する方向が示されています。

あわせて、年金の引き下げ等々じわじわと私たちの暮らしが締めつけられ、さらに加速されてきています。市民の代表としてこの立場に立つ以上、何としても高い水道料金を下げしてほしいという利用者の声を届け、この予算に反対するものです。

○柳井哲也 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

次に、反対の方の発言を許します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

ほかにありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○柳井哲也 議長

これから議案第1号から議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 茨城県南水道企業団行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業者給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第4号 茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○柳井哲也 議長

起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後2時55分といたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時55分

○柳井哲也 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇日程第4 一般質問

○柳井哲也 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

議長への通告に従い、一般質問を行います。

先ほどの議案第4号についての質疑への答弁で明らかになりましたが、今回の若柴配水場施設更新事業実施後、平成31年から平成40年度の10年間にわたり総額で約42億5,000万円の各配水場の更新工事が計画されているということです。これらの建設改良事業等の内容は、耐震施設への更新、経年劣化による設備等の更新であり、待ったなしの事業と考えます。今日的な社会問題となっていることについては、先ほど企業長のほうからお話ありがとうございました。全くそのとおりだと思っております。

そこで、当該事業を推進するために、まず一番先に考えなくてはならないのは、この巨

額の建設改良事業の財源手当て捻出についてであります。しかしながら、懸念される材料も多々あります。それは平成28年第2回の定例会でただしましたが、当企業団の損益構造を分析しますと、収入面での増収への期待は望めません。なぜなら、主たる収入源となる当企業団が対象とする給水地域の人口は、依然として減少傾向にあるからであります。また、地域内の家庭、大口事業所での節水意識が向上しています。そのようなことから、水の需要、すなわち当企業団における給水量が減少傾向にあるのは周知のとおりであります。

一方、費用面から見ますと、先ほど冒頭で予算の説明にありましたように、支出のうち、営業費用の総額54億5,000万円の予算計上のうち営業費用が53億9,000万円であり、そのうち茨城県企業局へ支払う浄水費は27億5,000万円の計上で、営業費用の50.9%を占めているのが現状です。浄水費の今後の動向次第で、当企業団の水道事業の損益が大きく左右されるわけであります。先ほど申し上げました巨額な投資を要する施設更新事業の実現を可能とする財源手当て捻出にも、大きな影響を及ぼすことになるわけであります。

そこでお尋ねします。2点ございます。

1点は、向こう5年、10年の当該浄水費の動向はどうなっていくのでしょうか、お示しください。

2点目は、当企業団の対応についてであります。どのような対応をされているのでしょうか、お示しください。

以上2点について、簡潔明瞭にご答弁お願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、茨城県企業局で支払う浄水費の向こう5年、10年の動向と企業団の対応ということですが、当企業団において総事業費用の約50%を占める受水費の動向は、今後の経営基盤の強化、効率化の推進を図る上で重要な課題であると認識しております。

県の料金単価は算定期間を3年間で設定しており、平成29年度が改定時期となります。昨年11月の企業局との会議の中で、平成29年度から31年度までの料金単価については、今後八ッ場ダム関連の企業負担やその他の費用増が見込まれるが、料金の値上げは行わない予定であるとの説明がありました。

当企業団の対応につきましては、例年どおり受水8団体の勉強会を5月につくば市で行い、企業局の過去5年間の財務内容を中心に、適正な受水単価を設定とした要望案の検討を進めております。また、11月に開催された企業局との会議においては、8団体から詳細な質問、提案等も出され、いろいろ議論が深まる会議となりました。

今後につきましても、企業局の事業規模から見た適正な利益と今後の更新事業に係る財

源確保の観点からも、財政収支の詳しい説明と料金算出根拠の開示、提案を求めてまいりたいと考えております。

なお、平成22年から継続して提出しております県南受水8団体の連名による茨城県企業局に対します料金値下げ要望につきましては、今年度は幹事のつくば市が現在調整中とのことであります。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

2回目の一般質問を行います。先ほどは、ご答弁ありがとうございました。3点ほどお尋ねしたいと思います。

先ほど八ッ場ダム事業という言葉が答弁の中に出ましたけれども、それを中心に質問を行っていきます。

国土交通省関東地方整備局は、昨日、八ッ場ダム事業費を4,600億円から5,320億円へと再増額、当該事業費を720億円増額する計画変更案を公表、事業費は当初計画の2,110億円の2.5倍に膨らむ計画のずさんさが改めて浮き彫りになったと、大手一般新聞が一斉に昨年の8月13日付で報道していました。そして、当該事業費を増額するためには、当局の共同事業者である1都5県、東京、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬の同意を求める手続が必要で、1都5県では、議会の審議、決議を経て各知事が関東地方整備局に同意の回答をすることとなる旨が、その新聞記事に書かれておりました。

これを受けて茨城県では、昨年9月30日議会で議決、これ以上の増額を行わないでいたきたいと直接要請の上、10月意見書を提出したとのことでした。その後他の自治体も同意し、最終的には、12月14日国土交通省関東地方整備局では、同事業の特定多目的ダム第4条による基本計画について変更手続を本年8月12日より同条第4項に基づき進めていましたが、本日手続が完了しましたのでお知らせいたしますと官報に告示しました。

そこでお尋ねします。このことに関して3点ほどあります。

1点目は、八ッ場ダム事業費5,320億円への再増額720億円の当県への負担額はいかほどになるのでしょうか、お示ください。

2点目は、当該企業団への今後の影響はどうなるのでしょうか。つまり、浄水費への転嫁の有無についてお示ください。

3点目は、当企業団での対応はどうされているのでしょうか、対応策についてお示ください。

最後に、霞ヶ浦導水事業についてもこの際確認させてください。当該事業の総工費、完成年度、その進捗状況について、そして一番関心のある当該事業費の当企業団への事業費負担の有無について、あわせてお示ください。

以上で、2回目の一般質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

まず、八ッ場ダム事業の増額分と茨城県の負担についてであります。茨城県は、8月に国から出された意見書に対して、平成28年10月19日に同意書を提出しております。追加事業費の総額は720億円で、茨城県の負担分は、利水、治水の両方で43億円となります。そのうち、県南受水8団体が供給を受ける県南用水供給事業の利水分の負担額が15億円となっております。

増額の理由は、労務費、資材単価の上昇、消費税率の増など、予見しなかったさまざまな状況変化により増額の必要性が生じているというものです。

完成予定につきましては平成31年度、翌年の平成32年度から維持費として1億3,500万円が発生いたします。また、平成33年度から減価償却費で2億4,500万円が発生することで、平成33年度以降は毎年3億8,000万円の費用負担が見込まれております。

このようなことから、企業局は、財務内容的に他の事業体に比べて企業債比率が非常に高いため、将来の料金値上げにつながらないように自己資金の活用を図っていくこと、また企業局経営戦略の中でさらなるコスト削減をしていく方針を示しております。

企業団への影響と対応ということですが、影響については、平成32年度から発生する費用負担から厳しい状況になることも考えられるところであります。

今後の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、料金に安易に転嫁されないよう、財政収支計画の詳しい説明と料金設定の根拠を企業局に求めてまいりたいと考えております。

次に、霞ヶ浦導水事業についてであります。企業局業務課に確認したところ、県南用水供給事業は導水事業の対象外であるため、負担はないということです。

総事業費は1,900億円、事業期間は昭和51年から開始され、平成35年完成予定となっております。これまでの支出総額は1,495億円で、進捗率については約79%となっております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

3回目の一般質問を行います。2点ほど確認させていただきたいと思います。

先ほどのご答弁では、15億円8団体が負担することになりますというお話がございました。

た。それから、32年度が1億3,500万円、そして33年度から減価償却費が2億4,500万円、合わせて3億8,000万円の費用負担が見込まれるというご答弁がございました。後段の説明の中では、企業局がそれら費用を吸収するのかどうか。努力しますというご答弁もありましたけれども、実際のところ結論として、今申し上げた負担が当企業団にとって避けられるのかどうか。つまり、県企業局が内部努力によって当該負担分を吸収するという事なのか、その辺のことについて明確にお示しいただければと思います。

最後になりますが、今回定例会で私は、質疑、一般質問を通して当企業団での向こう10年以上にわたる建設改良事業についてお尋ねしました。その建設改良事業が投資額巨額となりますよということがわかったわけですが、実は昨年も申し上げたのですが、こちらの地域水道ビジョン、立派な冊子がございます。5年ごとに見直しをすると前回の一般質問でもお答えいただいています。ぜひ見直しをしていただきたい。

今回、特に外部環境、外部要因ですね。人口とか、あるいは先ほど申し上げました八ッ場ダムの影響とか、いろいろな環境が大きく変化しております。そういった動向を見きわめながら、見直しに当たっては慎重にデータを精査し、着実に、当企業団が安心して安全な水を地域住民に持続して供給できる体制を築いていただきたいなと思っております。

このことを申し上げて、私の一般質問も終わります。ありがとうございました。ご答弁よろしく願いいたします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員の3回目のご質問にお答えいたします。

八ッ場事業の増加の費用負担分につきまして、今後企業局が内部努力によってそれを吸収するのか、もしくはその負担額がどのように当企業団に影響するのかということですが、今月21日に、今後の平成29年度からの3年間の料金の内容についての詳しい財務計画が提出される予定でございます。その中で、先ほど申し上げました費用の3億8,000万円が、その計画のどこにかかってくるのか、その説明を詳しく求めるとともに今後の推移につきましても企業団のほうで要求してまいりたいと思います。

当企業団の今後のビジョン作成においても、そういったことが非常に大きく影響してまいりますので、今後とも企業局に対しては、8団体として要求等を継続して求めてまいりたいと考えております。

次の水道ビジョンの策定期間ではありますが、平成30年度に改定の予定でございます。今後、それらのさまざまな状況を踏まえて慎重に作成してまいりたいと考えています。

県南用水供給事業が負担する15億円は、建設事業負担金として一時金として負担するものであります。この支払い時期はまだ決定されておりませんが、33年度からは減価償却費

と維持費として3億8,000万円が転嫁されるということで聞いております。それは毎年かかってくるものです。

○柳井哲也 議長

これで杉野五郎議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。3番、伊藤裕一議員。

<3番、伊藤裕一議員 登壇>

○3番（伊藤裕一 議員）

通告に従いまして、再生可能エネルギー導入について質問させていただきます。

2011年の東日本大震災以来の環境意識の高まり、固定価格買取制度の導入などによって再生可能エネルギーの普及が進んでおります。牛久市におきましても、太陽光発電、バイオマス、コジェネレーションなどの導入を促進しているところでございます。

平成25年発行「地域水道ビジョン」によりますと、県南水道企業団において、効率のよいポンプ用電動機などの新型設備導入が進められており、同規模事業体と比較いたしましても高水準の省エネ対応を実現していると感じる一方、今のところ、再生可能エネルギーの導入、電力をつくるというところまでには予定がないと理解しております。

しかし、人の暮らしに欠かせない水を扱う公営企業としてのイメージアップを図り、さらには長期前受金を除いた実質的な利益がほとんどないといった状況でありますけれども、電力の売却による収入源の多様化、あるいは発電した電力の自家使用による経費節減を図ることも、また経営上の課題として感じているところでございます。

考えられ得る再生可能エネルギーの種類としましては、他の水道局の例から、小水力発電、太陽光発電の2種類かと考えられ、小水力発電に関しましては、県南水道の給水区域はほぼ平地であり難しい面もあるかと思っておりますけれども、浄水場でつくられた水は、配水場内のタンクに一度ためられた後、配水されますので、配水タンクの手前に発電機を設置することで余剰圧を利用した発電を行うことができ、幕張や大宮などで導入例があるそうでございます。

さらに、太陽光発電に関しましては、不適切な場所への施工などさまざまな問題が出ておりますけれども、新たに土地を取得せずとも、既存施設の屋根に設置できるというメリットがございまして、パネル価格も下落しているそうでございますので、庁舎や配水場などへの設置が考えられます。

以上を踏まえまして、県南水道企業団に再生可能エネルギー導入の可能性は考えられるか、見解を伺います。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。腰塚信行配水課長。

<腰塚信行 配水課長 登壇>

○腰塚信行 配水課長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入についてであります。当企業団におきましても、小水力発電及び太陽光発電の再生可能エネルギー導入を過去に検討した経緯があります。

初めに、小水力発電についてであります。これは地形等の高低差を利用して、水が流れ落ちるときのエネルギーを利用して水車を回し、水車と直結した発電機を回転させることにより発電する方法であります。当企業団の給水区域は地形の高低差が少なく、立地条件的に発電が期待できないため導入しておりません。

次に、太陽光発電についてであります。既に更新工事が完了している牛久配水場を含め、若柴以外の配水施設は無人数による遠方監視制御を行っており、配水施設以外で使用する一般電力の使用が非常に少ないため導入しておりません。

電力の売却による収入源の多様化については、各配水場敷地の状況及び費用対効果などを考慮し、検討してまいりたいと考えております。

なお、有人施設である若柴配水場更新工事完成時においては、事務所等で使用する太陽光発電設備の導入を検討しております。

また、再生可能エネルギーに関する温室効果ガス排出規制については、インバーターを利用したポンプ回転速度の制御、配水施設における末端圧制御の適正化を更新工事において実施しているところであります。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤裕一議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

厚生労働省が義務づけようとしている水道管台帳について伺います。

上水道は全国的に1970年代に整備が進み、当企業団も同様ですが、水道管の法定耐用年数が40年と言われている中、更新が進まず、破裂事故も多々全国的に起きている状況にあります。県南水道においても、龍ヶ崎での事故が起きて、対応を迫られているところです。また、大規模災害時に漏れて断水する危険性も指摘されております。

このような背景から厚労省は、老朽化した水道管の更新を加速させるために、構造や設置時期、場所などの施設データをまとめた水道管台帳作成を市町村に義務づける方針を固めたと報道されております。2020年度から義務化し、台帳をベースに計画的に老朽化対策を進めることを促すことが目的とされており、水道法改正をこの2月下旬にも通常国会に提出されるとの報道がありました。

改正案は、老朽化対策をめぐる地方自治体の責任を明確化し、台帳がない市町村では施設更新に支障が出ている現状を踏まえて、台帳作成を義務化する規定を明記しているとの

ことです。

そこで、一つ目には、県南水道企業団においては既に先進的に台帳整備が行われているとのことですが、現在、その水道管台帳はどのように機能しているのかお尋ねいたします。

2点目としまして、一方で、災害時にデータベースの危険性もあると指摘されているところですが、紙ベースの保存についても並行して整備しておくことが必要と思われませんが、どのように考えているのか伺います。

3点目としまして、国は、この台帳作成の義務化と同時に、施設更新の予定時期やコストの見直しも長期計画に基づいて定期的に公表するよう求め、着実に対策の具体化につなげるとのことですが、企業団としては既にマッピングの制作をしているということですが、さらなる改善点などの対応はどのように考えているのか伺います。

4点目として、その台帳の内容についてですが、企業団がこれまで作成してきた台帳と、今回厚労省が義務づけようとしている台帳内容、これは同一のものなのか、違う点があればお示しをいただきたいと思います。

5点目としまして、補助金についてですが、国がこういう方針を出すのであれば、当然補助金等の措置がされるものと考えるところですが、出ると見ているのかどうかということについてお伺いをいたします。以上です。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、ご質問にある厚労省が義務づける方針を固めたとしている水道管台帳の作成につきましては、現時点において通知がなく、内容を把握できておりません。しかし、台帳をベースに計画的に老朽化対策を進めることを促す目的とする内容から推測いたしますと、平成14年度から当企業団で導入しているマッピングシステムに、資産台帳も含めて管路情報の全てを網羅できるようなものを求めているのではないかと思います。

まず、当企業団のマッピングシステムの機能についてご説明いたします。

このシステムは、水道管の管種、口径、布設年度、埋設位置を瞬時に確認することができ、断水区域の特定などもできることから、漏水修繕工事や更新工事の際に非常に役立っております。

また、新たに水道管を引き込む際、調査のために来庁する事業者やお客様が閲覧することで、有効活用ができています。

災害時に備えて、紙ベースの保存の考えはあるかとのことですが、平成元年より紙ベースの台帳を作成しておりましたが、マッピングシステムに移行後、現在は電子媒体で管理

をしております。しかし、災害時を想定した危機管理の観点から、平成29年度より紙ベースによる管理もする予定でございます。

次に、施設更新時期の見通しを定期的に公表することと、着実な対策の具体化につなげるための企業団の対応についてであります。先ほど申し上げましたとおり、現段階で厚労省が水道管台帳にどのような性能を求めているのか詳細はわかりませんが、当企業団が推測できる範囲で説明させていただきます。

当企業団では、マッピングシステムのさらなる改良を検討しており、配水管更新の際にダウンサイジングの検討も可能になるよう、平成29年度に管網解析の機能を加える予定でございます。

今後は、マッピングシステムのデータをもとに、更新の予定時期やコストの見通し等を算出して、事業計画に反映した形で公表できればと考えております。

次に、補助金についてであります。国が義務づけするということであれば、補助金などの支援策があることは考えられますので、今後は、国の動向を注視して対応してまいりたいと思います。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

この水道管台帳を企業団においては非常に先進的に進められているということをお聞きしましたけれども、国が今進めようとしていることを推測でということでご答弁がありました。水道管台帳作成義務づけということの目的について、基本的にどのように考えられるのか、企業団としての考え方をお聞きしたいと思います。

そして、対象となる老朽化した管路がどのくらいあって、いつごろまでに更新すれば、いわゆる大規模災害時に壊れて断水する危険性を回避することができるのか。企業団としては、マッピングは作成されているということですので、そういうことまでもわかるのではないかと思われますが、その点について伺いたいと思います。

国の補助金の問題ですけれども、これだけの大きな単なる台帳整理ではなくて、その先に老朽管対策の工事を予定しているわけですから、当然、国の補助金がなければ不可能であると思いますし、言い出した国の責任、やはり財源をもって保障すべきだと考えるわけです。あって当然と考えるところですが、国に対しても、この制度が提示されましたら、その点はしっかりとされた対応を企業団としても県や国に対して言っていきたいと考えますが、その点についてどうかということをお伺いします。

○柳井哲也 議長

答弁を求めます。野中 治経営企画課長。

<野中 治 経営企画課長 登壇>

○野中 治 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水道管台帳の作成義務づけの目的について、基本的な考えとのことですが、1回目の答弁でもありましたように、これについては通知がないため、一部メディアの報道から引用しますと、老朽化した水道管の更新を加速させるため、構造や設置時期、場所などの施設データをまとめた水道管台帳の作成を義務づけ、台帳をベースに計画的に老朽化対策を進めることが目的であるとされております。このことから、作成義務づけの目的は、水道事業全般の管理上必要不可欠なものとして捉えられているのかと想定されます。

次に、いつ頃までに老朽化した管路を更新すれば大規模災害時に断水する危険性を回避できるかにつきましては、耐震化率を上げていくことで災害時の断水を回避できるよう、順次更新してまいります。

次に、国に対する補助金等の要望につきましては、水道管台帳の整備もしかり、老朽化更新事業についても他水道事業体と連携を図りながら要望してまいります。

なお、日本水道協会や企業団協議会などで、国に対して補助金の拡充などの請願は毎年行っております。以上であります。

○柳井哲也 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○柳井哲也 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成29年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後 3時38分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 29 年 2 月 9 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 12 番

議員 13 番